

床尾の里てらさか規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、床尾の里てらさか(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、豊岡市出石町寺坂 157 番地(寺坂地区コミュニティセンター内)に置く。

(目的)

第3条 本会は、寺坂小学校区の範囲(以下「地区」という。)における共通の課題解決と地区住民の親睦と融和を図り、元気で明るい地域を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業に関する事。
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関する事。
- (3) 会員相互の連携に関する事。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

第2章 組 織

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する団体
- (3) 地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認め役員会で承認されたもの

(組織)

第6条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

(総会)

第7条 総会は、代議員により構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。
- 3 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。又臨時総会は、会長が必要と認めるとき開催することができる。
 - (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。
 - (2) 役員を選任・解任に関すること。
 - (3) 規約に関すること。
 - (4) その他本会の重要な運営に関すること。
- 4 総会は、代議員の過半数の出席により成立する。但し委任状を提出した代議員は出席とみなすものとする。
- 5 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会の議事については、議事録を作成し、出席の代議員から選任した2名と議長とともに署名捺印する。

(役員会)

第8条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 役員会の議長は、会長が行う。

(部会)

第9条 本会に部会を置く。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会員は、本会が会員から選任及び公募した者をもって構成する。
- 4 部会は部会長が招集する。
- 5 部会は、次のとおりとする。
 - (1) 地域振興部会
 - (2) 人づくり部会
 - (3) ささえあい部会
 - (4) 防犯・防災部会

(運営会議)

第10条 運営会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 運営会議は、各部会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

(事務局)

第11条 本会の会計及び庶務は、事務局で処理する。

第3章 代議員

(代議員)

第12条 代議員は、各区長及び、各区、各種団体から推薦のあった者及び公募により選任された者とする。

(代議員の任務)

第13条 代議員は、総会または臨時総会において、第7条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

3 代議員は第9条5項の各部会に所属するものとする。但し重複は妨げないこととする。

(代議員の任期)

第14条 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 役員

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 正副部会長 各1名

(4) 監事 2名

2 会長、副会長は、正副部会長を兼務できるものとする。

3 本会に、役員会の承認を得て、顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第16条 正副部会長を除く役員は総会において選出する。

2 副会長のうち1名は、寺坂地区区長会会長をあてるものとする。

3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出し、総会において承認

を受けるものとする。

(役員の仕事)

第 17 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。
- (4) 監事は本会の代議員及び役員を兼ねることはできない。
- (5) 正副部会長は、担当部会の運営にあたる。
- (6) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員の仕事)

第 18 条 役員の仕事は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 財 務

(経費)

第 19 条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 その他

(委任)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成 29 年 1 月 27 日から施行する。
- 2 本会の設立された日の属する年度の役員、代議員の仕事は、第 14 条及び第 18 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本会の設立日の代議員及び役員は、第 12 条及び設立準備委員会役員会で選出し、総会で承認を得ることとする。

附則 平成 29 年 4 月 14 日 一部改正